

令和5年5月31日

保護者様

玉野市立大崎小学校
校長 中藤 英二

気象警報発令等による臨時休業について

薫風の候、保護者の皆様にはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素より、本校の教育活動に、ご理解とご協力を賜り感謝しております。

さて、令和3年に災害対策基本法等の一部を改正する法律が成立し、気象警報発令等の判断基準や判断時期が、下記のようにになりました。

つきましては、警報等の発令や地震発生時における対応の仕方について、各家庭においてご確認をお願いいたします。

なお、非常時の連絡は、連絡メールを活用する予定です。登録が済まれてない方は、登録用紙をお渡ししますので、担任までお申し出ください。ご協力をよろしくお願いいたします。

記

【警報等が発令された場合】

- **午前6時**の時点で、**暴風警報**、**大雨警報**、**大雪警報**、**特別警報**が岡山地方気象台から**玉野市**に発令されている場合は、「**臨時休業**」となります。
 - **午前6時以降、児童が登校するまでの間に上記警報が発令**されても、または、**午前6時以降に警報が解除**されても、「**臨時休業**」となります。
- 注意：「岡山地域」に発令の場合、**玉野市への発令**を必ずご確認ください。

- **午前6時**の時点で、「**玉野市**」、または「**八浜地区**」に**警戒レベル3以上（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）**が発令されている場合は、「**臨時休業**」となります。（令和3年に改正）

【地震発生時の場合（児童が在宅の場合）】

- **震度5弱以上の地震**が、**前日午後5時から当日午前6時まで**に発生した場合（登校中を含む）は、当日は「**臨時休業**」となります。
- 児童が登下校中に、震度5弱以上の地震（児童は震度等の把握ができないため、「**大きな地震**」）が発生した場合は、安全な場所に避難し、地震が落ち着いた後に、**学校か自宅か近い方に向かうこと**とします。

※ 児童が自宅にいない場合には、学校へお迎えをお願いします。

※ 児童に危険が及ぶ恐れがある場合には、上記の基準に満たない場合であっても、「臨時休業」となる場合があります。その場合には、連絡メールでお知らせをする予定です。